

【改正】（市場有価証券の区分及び時価評価金額）

2-3-29 売買目的有価証券に係る令第119条の13第1項第1号から第3号まで

《市場有価証券の時価評価金額》に規定する有価証券の区分及び法第61条の3第1項第1号《売買目的有価証券の期末評価額》に規定する時価評価金額（以下2-3-29において「時価評価金額」という。）の算定に当たっては、それぞれ次のことに留意する。

- (1) 令第119条の13第1項第1号に規定する「その売買が主として金融商品取引法第2条第16項（定義）に規定する金融商品取引所……の開設する市場において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下2-3-29において同じ。）の開設する市場において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、当該市場において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その有価証券が金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものの開設する市場において実際に取得されたものであるときは、同号に掲げる有価証券として取り扱って差し支えない。
- (2) 同項第3号に規定する「その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、基本的には、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。以下この章において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格がその時における価額を表すものとして一般的に認められている状態にあることをいうのであるから、単に売買実例があることのみでは、当該重要な影響を与えている場合に該当しない。
- (3) 同項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の活発な市場に存する場合には、主要な市場（当該有価証券の取引の数量及び頻度が最も大きい市場をいう。以下2-3-29において同じ。）における価格をもって時価評価金額とする。ただし、これら2以上の活発な市場のうちいずれの市場が主要な市場に該当するかどうかが明らかでない場合には、これら2以上の活発な市場のうち最も有利な市場（取引に係る付随費用を考慮した上で、売却価格を最大化できる市場をいう。）の価格をもって時価評価金額とする。

【解説】

- 1 本通達の改正は、売買目的有価証券の時価評価金額の算定に係る取扱いについて、時価算定会計基準の制定に伴う令和2年度の税制改正に対応して市場有価証券（令

119 の 13①一～三)の時価評価金額を会計上の時価と同様とする見直しを行うものである。

- 2 税務上、売買目的有価証券の区分のうち、その他価格公表有価証券とは、価格公表者によって公表された売買の価格又は気配相場の価格のあるものをいうこととされており、ここでいう価格公表者とは、有価証券の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいうこととされている(令 119 の 13①三)。

旧通達 2-3-29(2)《上場有価証券等の区分及び時価評価金額》では、旧法人税法施行令第 119 条の 13 第 3 号《売買目的有価証券の時価評価金額》に規定する「その公表する価額がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」について、基本的にはブローカーの公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が公正評価額(第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。)として一般的に認められる状態にあることをいうこととしていた。

このブローカー等の第三者から入手した相場価格の利用については、時価算定会計基準の制定に伴い、その入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるとされ(時価算定適用指針 18)、その判断に当たっては、例えば、第三者から入手した価格と企業が計算した推定値とを比較し検討するといった手続を実施することとされた(時価算定適用指針 43)。すなわち、原則として、第三者から入手した相場価格をそのまま時価として用いるということがなくなった。

このため、旧通達 2-3-29(2)の「公正評価額(第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。)」を「その時における価額を表すもの」とする見直しを行った。

- 3 また、旧通達 2-3-29(3)では、取引所売買有価証券又はその他価格公表有価証券の最終の売買の価格が 2 以上の市場に存する場合には、取引が最も活発に行われている市場の価格をもって時価評価金額とすることとしているところ、法人が、これらの有価証券の取引を実際に行った市場の価格又は実勢を最も反映していると判断される価格その他の公正評価額を入手するための市場としてあらかじめ定めている市場の価格をもって時価評価金額としているときは、継続適用を条件にこれを認めることとしていた。

これは、旧金融商品実務指針において、一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所の取引価格とされていたこと(旧金融商品実務指針 49)、一つの金融資産が複数の市場で取引されている場合には、どの市場のどの価額を時価として採用するか、企業は可能な限り時価算定方針を決定しておくことが望ましく、その方針は継続的に適用しなければならないとされていたことによる(旧金融商品実務指針 257)。

時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品実務指針から時価の算定に関する定めは削除され、時価算定適用指針においては、時価は、企業が算定日において利用できる主要な市場で行われるものと仮定し、主要な市場が存在しない場合には、企業が算定日において利用できる最も有利な市場で行われるものと仮定して算定するものとされた（時価算定適用指針4(3)）。したがって、主要な市場がある場合には、仮に他の市場の価格がより有利なものであっても主要な市場の価格を使用しなければならず、これ以外の市場の価格の使用は認められないこととなる。

これを受けて、旧通達2-3-29(3)について会計と同様の取扱いとなるよう見直すこととし、最終の売買の価格が2以上の活発な市場に存する場合には、主要な市場における時価をもって時価評価金額とし、これら2以上の活発な市場のうちいずれの市場が主要な市場に該当するかが明らかでない場合には、これら2以上の活発な市場のうち最も有利な市場の価格をもって時価評価金額とすることとした。

本通達の(3)においては、このことを明らかにしている。

- 4 なお、改正後の本通達の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始するものに限る。）において令和2年改正令附則第6条第2項《売買目的有価証券の時価評価金額に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合の売買目的有価証券の時価評価金額の計算に当たっては、旧通達2-3-29の取扱いの例によることに留意が必要である（令和2年改正通達経過的取扱い(1)(2)）。
- 5 連結納税制度においても、同様の見直しを行っている（連基通2-3-25）。